

高齢者が安心して暮らせる町を目指して

高齢者福祉計画を策定しました

町では、このほど「高齢者福祉計画」を策定しました。この計画は介護保険制度と連携して、町が実施する高齢者福祉政策の指針となるものです。その概要についてお知らせします。

計画の期間

一関地区広域行政組合が策定した介護保険事業計画と整合性を図るため、24年度から26年度までとします。

基本目標

- ① 介護予防事業の推進
高齢者が要介護状態に陥ることを未然に防止し、健康で生き生きとした生活が送れるよう介護予防事業の充実を図ります。
- ② 介護予防二次予防事業
◎二次予防事業対象者把握事業

- ◎通所型介護予防事業
- ▼運動機能・口腔機能の向上
- ▼栄養改善
- ▼閉じこもり予防・支援
- ▼うつ予防・支援
- ② 介護予防一次予防事業
- ◎介護予防普及啓発事業
- ▼コッ骨貯筋教室
- ▼脳いきいき教室・講演会
- ▼男の介護予防教室
- ◎地域介護予防活動支援事業
- ▼介護予防ボランティア養成講座
- ▼さくらの会
- ③ 生活管理指導事業
- ◎生活支援ヘルパー等派遣サービス

- ◎生活支援ショートステイサービス
- ② 生活・介護支援事業の推進
高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らしていけるよう、また介護者の負担軽減などを図るため家族介護支援を充実させます。
- ① 家族介護支援事業
- ◎家族介護用品支給事業
- ◎在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業
- ② その他の事業
- ◎訪問給食サービス事業
- ③ 在宅サービスの充実
高齢者がこれまで暮らしてきた家で、いつまでも生活できるように在宅福祉サービスを提供します。
- ① 災害弱者緊急通報システム事業



昨年のシルバースポーツ大会の様子

- ② 訪問理容サービス事業
- ③ 高齢者および障害者にやさしい住まいづくり推進事業
- ④ 交通弱者乗車券交付事業
- ⑤ 日常生活用具給付等事業
- ④ 権利擁護と虐待対策の促進
高齢者の権利を守り、自ら社会参加できるよう権利擁護支援制度の普及を図ります。
- ① 成年後見制度の利用および権利擁護
- ② 高齢者虐待への対応および養護者の支援
- ③ 認知症への理解

- ⑤ 地域支援体制の構築と生活環境整備
高齢者が必要な時に必要なサービスを利用でき、生活の質の向上のため地域での支援体制の構築を推進します。そのため、次の機関との連携を図ります。
- ① 保健センター
- ② 地域包括支援センター
- ③ 在宅介護支援センター
- ④ 地域支援会議
- ⑤ 社会福祉協議会
- ⑥ 民生児童委員
- ⑥ 生きがいがづくりの促進
高齢者が積極的に社会参加し、生きがいに満ちた生活を送ることができるよう社会活動を促進します。
- ① 老人クラブ活動
- ② いきいきシルバースポーツ大会の開催
- ③ 敬老祝い
- ④ 高齢者大学など学習活動
- ⑤ 就労援助
- ◎問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

許可が必要です 史跡指定地での現状変更

当町には8つの国指定史跡・名勝があります(注)。これらはわが国の歴史を理解したり、景観上あるいは芸術上で欠くことのできない重要なものに位置付けられています。史跡等は現状のまま保存することが原則で、円滑な保護を図るため保存管理計画が定められています。

土地所有者等がやむを得ず史跡内で現状を変更しようとする場合は、次の手続きが必要になります。

- ① 史跡内では▷建築物の新・増・改築▷工作物の設置や改修▷仮設物の設置▷管や側溝・ケーブルなどの埋設や改修▷土木工事などによる掘削や造成▷地面の舗装▷道路や水路の改修や補修▷樹木の伐採—など史跡の現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為をする場合には、文化財保護法第125条第1項の規定により現状変更の許可が必要です。また建物の解体や工作物・埋設物などの撤去も許可が必要になります。
- ② 原則として事前に発掘調査を実施します。調査により現状変更行為が適切かどうか判断します。
- ③ 許可申請書を提出していただき、審査で決定されます。許可者は文化庁長官(一部は県教委に委任)です。
- ④ 申請から審査を経て結果が出るまで2、3カ月かかります。県教委許可案件の場合は1カ月程度です。

- ⑤ 許可後に申請内容などを変更しようとするときは、変更することについて許可を受けなければなりません。
- ⑥ 現状変更完了後、速やかに終了報告書を提出していただきます。

(注) 特別史跡中尊寺境内、特別史跡毛越寺境内附鎮守社跡、特別名勝毛越寺庭園、名勝旧観自在王院庭園、特別史跡無量光院跡、史跡柳之御所・平泉遺跡群、史跡金鶏山、史跡達谷窟

問い合わせ先…平泉文化遺産センター ☎46-4012



町内で行われている発掘調査の様子

お知らせします

世界遺産 推進基金の状況

① 基金の積立・使用額の状況

(平成24年3月現在・単位：万円)

年度	寄付積立金	使用額	累計残高
平成14	876	0	876
15	845	100	1,621
16	835	660	1,796
17	1,468	618	2,646
18	3,745	1,271	5,120
19	666	3,130	2,655
20	318	1,700	1,273
21	371	1,120	525
22	39	0	564
23	870	500	934
合計	10,033	9,099	

② 基金を活用した主な事業の内容

(単位：万円)

年度	事業名	主な事業内容	使用額
23	世界遺産登録推進事業	町民報告会、記念式典、御礼報告	500
		計	500

町では町民の皆さんをはじめ、町内外の各種団体、企業から頂いた寄付金を基金に積み立て、世界遺産登録の推進活動事業へ活用してきました。

平成14年12月に世界遺産推進基金を創設してからの基金の状況を公表します。

◎問い合わせ先…世界遺産推進室 ☎46-2218



世界遺産登録記念式典の様子